平成２３年（フ）第１１４８号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番348―503号、前住所大阪府富田林市津々山台２丁目８番１号　106
債務者　チームアドヴァンこと　片山　市呂
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　孝雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１５１号
堺市中区八田北町10番地31　23棟306号
債務者　中尾　宏
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　孝雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７８８号
福岡県大野城市平野台３丁目１番10号
債務者　久保　祐一
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　文敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７３号
宮崎市清武町加納甲3004番地134
債務者　水野　数美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４９７号
大阪市鶴見区放出東３丁目25番７号
債務者　髙橋　憲治
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３６３号
北海道北斗市東前15番、住民票上の住所函館市鍛治１丁目19番５号
債務者　山内　悟
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３７２号
函館市亀田本町50番４号
債務者　岩岸　律子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
岩手県一関市滝沢字苦木42番地22
債務者　河井千江子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１５８号
山形市小白川町４丁目21番８号　太田アパート３号、前住所宮城県岩沼市南長谷字中ノ崎４番地の２
債務者　武田　忠大
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６３号
山形市大字船町1521番地３、前住所山形市南四番町11番21号
債務者　橋間　信義
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６４号
山形市大字船町1521番地３、前住所山形市南四番町11番21号
債務者　橋間　和子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６５号
山形県寒河江市本楯３丁目131番地の11　チェリーピアＣ２棟208、前住所山形県寒河江市大字寒河江字古河江34番地の５
債務者　尾形智恵子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６号
山形市久保田３丁目１番24号、前住所山形市大字沼木433番地の18
債務者　樋口　清一
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７号
山形市久保田３丁目１番24号、前住所山形市大字沼木433番地の18
債務者　樋口　初美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８０号
兵庫県姫路市白浜町甲841番地２　市営白浜南住宅６棟6104号
債務者　川井　美幸（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３８号
岡山県井原市西方町771番地５
債務者　井元　佳葉
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
三重県伊勢市宇治浦田３丁目37番24号
債務者　堤　晋也
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係